



ONE for ONE TIMES

2022年以降の衆院選(小選挙区)で 都道府県への人口比例による定数配分が始まります!

2018年最高裁判決は、アダムズ方式で都道府県へ人口に比例して定数配分する改正法の成立を評価した留保付合憲判決



一人一票実現へ また一步前進させた2018年最高裁判決

昨年末(12/19)に言渡しのあった1人1票裁判(2017案)の最高裁大法廷判決は、平成28(2016)年改正法(衆)の成立を評価して違憲判断を避けたものの、同改正法が、(2021年に発表される予定の)2020年の国勢調査人口に基づいてアダムズ方式で都道府県へ人口に比例して議席を配分することを定めていることから。

2022年以降の衆院選挙では、都道府県への人口比例による定数配分が始まる(1)ことが確かに成了った点で、一定の評価ができる判決であったと言えます。

判決を受けて示された(学者のコメントを含む)報道も、「2倍の不平等は決してお墨付きではなく、不断の努力が求められている」との論調に変わり、これまでの数量的基準(「2倍」)への言及は姿をひそめ、世論においても、学界においても、概ね1人1票が基本であるとのコンセンサスが固まっていることが窺えます。

アダムズ方式により、人口の48%が、衆院議員の50%を選出するところまできました* *比例区を含む

人口比例選挙(1人1票)では、人口の50%が衆院

1人1票賛成裁判官は計4名に増えました

また、同大法廷判決では、1人1票を支持した裁判官は、これまでの、①鬼丸かおる裁判官、②山本庸幸裁判官の2名に加え、

③林景一裁判官、④宮崎裕子裁判官の2名が加わり、合計4名となりました。

裁判官の構成においても、一歩前進したと言えます。

1人1票賛成裁判官である、鬼丸裁判官(弁護士出身)の定年退官に伴い、その後任に草野耕一氏が、山本裁判官(行政官出身)の定年退官に伴い、その後任に宇賀克也氏が任命されました。経歴によれば、いずれの方も国際感覚をお持ちの方とお見受けします。

草野裁判官、宇賀裁判官も、林裁判官、宮崎裁判官同様、1人1票賛成裁判官であることに期待しています。←

7月参院選は依然として1人0.34票の“違憲状態”法案の成否のカギを握る参院こそ1人1票が必須